

流山市民プール（文化会館駐車場用地）自動販売機設置事業者募集要項

流山市が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の事項をご確認の上、お申し込みください。

1 設置事業者募集物件

番号	所在地	貸付面積	最低価格 （税別）	設置台数	令和6年度 プール利用者数
	設置場所				
1	流山市加一丁目16番地の2	1.5 ㎡	8,000 円	1 台	延べ 4,115 人
	流山市民プール前 （文化会館駐車場用地）				

※設置自動販売機の高さは2メートルを上限とします。

※貸付面積には、空き容器等回収ボックス、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

※利用者数は参考数値であり、今年度の利用者数を保証するものではありません。

2 応募資格要件

応募できる方は、以下の全ての条件を満たす者としします。

- （1）法人の場合は千葉県内に本店、支店又は営業所を有すること。個人の場合は流山市に居住し、業を営んでいること。
- （2）心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （4）自動販売機の設置業務（自らが管理・運営する者に限る。）について2年以上の実績を有している者であること。
- （5）法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- （7）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及

び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。

(8) 県税及び流山市税の未納がないこと。

(9) 流山市の設置事業者募集について、過去3年以内に、設置事業者決定後の契約未締結、又は契約締結後の中途解約をしていないこと。

3 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 貸付期間

原則として、令和7年7月4日から令和7年9月8日（67日間のうちプール開館日数は65日間）とし、更新はできないものとします。自動販売機は原則として令和7年7月2日から令和7年7月4日までに設置を完了し販売できるようにしてください。

(3) 貸付料等

ア 貸付料

流山市が設定する最低価格以上で、かつ、設置事業者に決定した事業者が提示した価格を貸付料とします。申し込みの際に、税抜額の貸付料を「流山市民プール（文化会館駐車場用地）自動販売機設置事業者応募申込書（第1号様式）」に記入してください。

イ 貸付料は、別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。

ウ その他必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置事業者の負担とします。証明用特定計量器（子メーター）の設置及び管理は、設置事業者が行い、電気料金は別途発行する納入通知書により指定期日までに納入してください。なお、電気料金の計算方法は次のとおりです。

基本料金を含む施設全体の電気料金	×	$\frac{\text{自動販売機の電気使用量}}{\text{施設全体の電気使用量}}$
------------------	---	--

エ 延滞金

納入通知書により指定期日までに支払がないときは、指定期日

の翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.6%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。

(4) 貸付上の制限

次のことを遵守してください。

ア 貸付物件を自動販売機設置業務以外の用途に供しないこと。

イ 自動販売機設置に関する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

ウ 酒類（ノンアルコール等の類似品を含む。）の販売はしないこと。

エ 販売品目は、以下のいずれかとする。

（ア）お茶、水、炭酸飲料、ジュース類、乳飲料、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水

（イ）アイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイスなどのアイスクリーム類又は氷菓

オ 販売品目はメーカー希望小売価格よりも高い価格で販売しないこと。

カ 設置に当たっては、「自動販売機－据付基準（JIS規格 JISB8562）」、「自動販売機据付規準（自動販売機据付規準策定委員会）」、「自販機堅牢化技術基準（日本自動販売システム機械工業会）」、「自動販売機設置自主ガイドライン（日本自動販売協会）」及び「自動販売機自主景観ガイドライン（清涼飲料自販機協議会）」等を遵守し安全策を徹底すること。

(5) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

ア 自動販売機の維持管理は設置事業者が責任をもって行い、常に商品の賞味期限に注意を払うとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、販売する飲料又はアイスクリーム類等の容器（缶・ビン・ペットボトル・紙類・プラスチック類等）の種類に応じた空き容器等の回収ボックスを設置すること。また、回収ボックスに集まった全ての容器等について、設置事業者の責任で、空き容器等が溢れることのないよう回収・リサ

イクルすること。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

エ 自動販売機の設置に当たっては、転倒防止などの安全対策を講じること。

オ 自動販売機の故障や釣銭切れ等に伴う問い合わせ、苦情等については設置事業者の責任において丁寧に対応すること。また、自動販売機本体に故障時の連絡先を利用者に分かりやすいよう明記すること。盗難、機器の故障及び自然災害等により自動販売機や商品、売上金及び釣銭等について生じた損害に関し、市は一切その責任を負わないものとする。

(6) 契約の解除等

次のいずれかに該当する場合には、市は本契約を解除できるものとします。

ア 設置事業者が本契約に定める義務を履行しないとき。

イ 設置事業者が解散、破産、和議、民事再生、会社整理、会社更生の申し立てを行ったとき。

ウ 設置事業者が本契約の締結に当たり、資格の詐称その他不正な行為をしたとき。

エ 前3号に掲げるほか、業務の継続が困難であると認められるとき。

オ 市において、公用・公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

カ 期日までに貸付料が納入されないとき。

キ 苦情等への適正な対応がなされないとき。

ク 商品の在庫・補充管理が適正に行われないとき。

ケ 飲料の容器の回収が適正に行われないとき。

コ その他「流山市民プール（文化会館駐車場用地）自動販売機設置事業者募集要項」及び本契約の規定に違反したとき。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき又は契約が解除となったときは指定期日までに原状回復してください。

(8) 売上報告書の提出等

設置事業者は本件賃貸借に係る売上状況を令和7年9月30日(火)までに「自動販売機売上報告書(第4号様式)」により市へ報告してください。

(9) 疑義の決定等

契約に疑義が生じた場合は、市と設置事業者が協議の上、決定するものとします。

4 応募申込手続

(1) 申込方法

申込受付期間内に必要な書類を、流山市文化会館まで持参または郵送してください。

(2) 申込受付期間

令和7年4月21日(月)～令和7年5月16日(金)(必着)

(窓口受付時間：午前8時30分～午後5時15分)

電話、ファクス、Eメール等による受付は行いません。

(3) 提出先

流山市加一丁目16番地の2(流山市文化会館)

流山市教育委員会 生涯学習部 公民館 管理係

(4) 必要な書類

ア 流山市民プール(文化会館駐車場用地)自動販売機設置事業者応募申込書(第1号様式)

イ 誓約書(第2号様式)

ウ 販売品目一覧(第3号様式)

エ 設置を希望する自動販売機のカatalog(寸法が確認できるもの)

オ 2(5)に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し(許認可等を必要とする場合のみ)

カ 法人は法人登記簿謄本(現在事項全部証明書)、個人は住民票

キ 流山市内に本店又は支店が有る場合は、納税証明書

流山市内に本店又は支店が無い場合は、法人県民税納税証明書

※ 各証明書については、発行後3か月以内のものを添付してください。

(5) 申込書等の書き換え等の禁止

応募者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(6) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申込みが無効になります。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し、不正な行為を行った応募申込み

ウ その他、指定した以外の方法により提出された応募申込み

5 設置事業者の決定方法

(1) 応募事業者のうち、最も高い貸付料を提示した事業者を設置事業者とします。

(2) 最も高い貸付料を提示した事業者が2者以上いるときは、「くじ」によって設置事業者を決定します。

(3) 設置事業者の決定は、令和7年5月20日（火）から令和7年5月31日（土）の間で予定しています。設置事業者の決定後、応募事業者に選定結果を通知します。

(4) 設置事業者の決定後、賃貸借契約締結の手続きを行います。

(5) 設置事業者に決定した者が契約を締結しないときは、市が定めた最低価格以上の次順位者を設置事業者とします。

(6) 設置事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から5年間は市が行う自動販売機設置事業者募集に参加できません。また、違約金として、貸付料の全額を支払わなければなりません。

6 問い合わせ・提出先

流山市教育委員会 生涯学習部 公民館

流山市加一丁目16番地の2（流山市文化会館）

電話 04-7158-3462